

部活動指導員の現状について

資料4-1

【前提】部活動指導員は、教員に代わり地域スポーツ団体等の指導者が指導を行うものである。
このため、教員が部活動指導員となることは想定していない。

	現 状	今後に向けての検討
報 酬	1,230円/時間 ※「佐久市会計年度任用職員の給与に関する規則」に時間額報酬額を準用している。	<u>1,600円/時間を上限に見直しを検討する余地がある。</u> ※「佐久市会計年度任用職員の給与に関する規則」に準用する単価がない場合も個別に改正する必要がある。 総務課と協議したのち法規審査委員会に諮り、市長決裁が必要となる（他の会計年度任用職員との整合性などが課題となる）。
費用弁償	通常は通勤手当と同額、遠征時等は37円/km	左記と同様
国県補助	補助率3分の2以内（国：3分の1以内、県：3分の1以内） 【報酬】336,000円（報酬単価1,600円×指導時数210時間） ※時間外勤務手当に相当する報酬も対象 【交通費（費用弁償）】実費	左記と同様
時間外勤務手当	支給なし <u>・募集時の要件として、1日8時間及び週40時間以上の勤務とならない方としているためである。（佐久市の規定による）</u>	支給について検討 ・別職がある方で、部活動指導員の勤務時間と合算して、1日8時間及び週40時間以上の勤務となる場合は、「別職の雇用契約書」及び「当該月の出勤状況がわかる資料（別職の雇用主が証明したものの）」を提出する必要がある。 ・月60時間以下の場合、割増賃金率25.0%を後から雇用された職の雇用主から支払うこととなる。
活動時間	週11時間程度（平日2時間＋休日3時間）、年間210時間が上限	左記と同様
休養日	週2日以上（平日1日＋休日1日）	左記と同様
期末手当	<u>現状の勤務時間では該当にならない。</u> ※任用期間が6か月以上で、 <u>週15時間30分以上勤務する会計年度任用職員は、6月と12月に期末手当が支給される。</u>	左記と同様

各中学校における部活動指導員の現状等について

資料4-2

1 令和5年度の市立中学校における運動部活動の活動状況及び指導体制について

	陸上競技	水泳	男子バレー	女子バレー	男子バスケ	女子バスケ	サッカー	軟式野球	男子テニス	女子テニス	男子卓球	女子卓球	柔道	剣道	計
部活の有無(校)	3	1	3	7	7	7	6	6	5	4	5	3	2	4	63
顧問の競技経験	3		2	5	6	6	4	5	3		1		1	2	38
競技経験者の割合(%)	100%	0%	67%	71%	86%	86%	67%	83%	60%	0%	20%	0%	50%	50%	53%
部活動指導員(人)			1	1			1	2	1	3	1			1	11
外部指導者(人)	1		1	4	3	3	5	5		1	4	1	1	4	33
教員以外の指導員 計	1	0	2	5	3	3	6	7	1	4	5	1	1	5	44

※卓球は男女混合の部活の学校がありましたので、男子に含め集計しています。

2 外部指導者への報酬・謝礼等の取扱いについて(有無、金額、支払頻度、目的の調査)

支払有:5校/支払無2校

名目	金額	校数	頻度	支払目的
報酬・謝礼等	5,000円	2	年1回	謝礼
	7,000円	1		
	10,000円	1		
	20,000円	1		

3 報酬・謝礼等の原資について(PTA会費、部活動の部費、後援会組織、その他、より選択)

その他:「佐久市地域に開かれた学校づくり負担金」の利用(5校)

4 令和5年度における部活動指導員の要望について

	陸上競技	水泳	男子バレー	女子バレー	男子バスケ	女子バスケ	サッカー	軟式野球	男子テニス	女子テニス	男子卓球	女子卓球	柔道	剣道	計
顧問競技経験有	1		1	3	2	3	3	4	2		1		1	1	22
顧問競技経験無		1		2	1	1	2	1	2	3	2	3		1	19
要望の合計	1	1	1	5	3	4	5	5	4	3	3	3	1	2	41